岡本の国会での質問

166-衆-農林水産委員会-2号 平成19年02月21日

- ○西川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 質疑を続行いたします。岡本充功君。
- ○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、多岐にわたる農林水産行政、各般に御質問をさせていただきたいと思います。

まず一番最初に、お願いを込めてのお話でありますけれども、過日、二月十五日未明、南氷洋において日新丸が火災を起こしました。きょうは水産庁長官にも急遽お越しを願ったわけでありますけれども、この日新丸の火災、原因等についてはこれから調査だというふうには聞いておりますが、この火災の調査はぜひ精力的に行っていただいて、一人の方が亡くなるという大変な惨事でもありますし、また、いまだにこの船から避難をしてみえる乗組員の方が百人以上みえる、こういう状況でもあります。

今、日本が沿岸小型捕鯨を進めていきたいという強い願いの中で、IWCで非常に苦戦をしておる状況も大臣御存じのとおりであります。先回のカリブ海で行われましたIWCでは多数に辛うじてなったと聞いておりますけれども、次回のアラスカにおけるIWCでは厳しい要素もあると私は聞いております。

そういう今の状況を踏まえて、この日新丸の懸案についてきちっとした調査をしていただきたいと 思うわけでありますけれども、御答弁を水産庁長官からいただけますでしょうか。

○白須政府参考人 ただいまの委員のお話のとおり、二月十五日に、調査捕鯨を実施しております調査母船でございます日新丸の船内後部、工場の後部から出火をいたしたわけでございます。 これにつきましては、一名の方が遺体で発見されるという大変痛ましいことになっておるわけでございますが、お話しのとおり、現在のところ、まだ出火の原因でございますとか出火場所については特定をされておらないということでございまして、帰国後に海上保安庁の捜査が必要であるというふうなことでございます。

私どもとしても、このことにつきましては、漁業監督官という水産庁の職員も実はこの母船に乗り組んでおりまして、そこともしっかりと連絡をとりながら指揮をいたしているところでございますが、ただいまお話しのとおり、この原因なりのことにつきましては、帰国後にしっかりと調査をいたしたいというふうに考えております。

また、お話しのとおり、昨年はおかげさまで、昨年度セントキッツのIWCの総会におきまして、捕鯨国サイドといいますか持続的な利用の支持国が、一票差ではございますけれども、決議を行うことができまして、そういう点では一歩進んだというふうに理解をいたしておるわけでございますが、お話しのとおり、ことしはまたアンカレジで五月にあるわけでございます。この点につきましては、ただいまお話しのような小型捕鯨の問題でありますとか、まだまだ懸案はたくさんあるわけでございますので、引き続きまして、私どもとしてはこういった持続的利用の支持に向けて最大限努力してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○岡本(充)委員 つけ加えてお話をさせていただきますと、日本の文化的な捕鯨、またさまざまな意味での調査捕鯨を含めて、IWCの中での意見の相違というのが極めて深刻になっているやに報道もされています。国際的な理解を得る、それがやはりこの日新丸の事件でも表面化をしました。厳しい南氷洋なり北極海なりで漁をし、そこで国際的な理解が得られていないがゆえに残念ながら抗議船とのいろいろなストレスも生じる、こういう状況下での捕鯨を余儀なくされているわけでありまして、この点については、やはり国として、ここも守るところは守る、攻めるところは攻める、そうい

う農業を、これは水産業ですけれども、大臣にお願いをしたいということで、大臣から改めて決意を 伺いたいと思います。

○松岡国務大臣 岡本先生の御指摘は、私ども、全くそのとおりだと受けとめております。

と同時に、今先生にそのような御指摘をいただきましたことは、先生も今お話がございましたような思いでこのことを見ていただいておると思いますし、そしてまた、そのような先生の思いの上に立って、我々にしっかりやれ、こういうことでございますので、ある意味では本当にお力添えだ、ありがたい御支援だと思っておりまして、しっかり先生の今の御趣旨を体しましてやってまいりたい、こう思っております。

特に、二度とこういったことが起こらないように、我々も外交的な関係やあらゆる関係を通じまして 努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡本(充)委員 続きまして、少し食の安全に関して議論をしていきたいと思います。

きょうは、各般、いろいろな関係の責任者の方もお越しでありますけれども、本当であれば内閣委員会でお伺いするべきところであるかもしれませんが、食品安全委員会の委員長もこのたび交代をされました。食品安全委員会の委員長としての御所見なり、そして、これからの山積する課題についてどのように取り組まれるお気持ちか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○見上参考人 岡本先生がおっしゃられたとおり、十二月二十一日の日なんですけれども、委員会において、委員の互選により、私が委員長ということになりました。

それで、この委員長というのは大変な重責だと私自身思っていますし、食品安全委員会の重要な役割を果たすために、科学的な知見に基づき、中立公正な立場から食品のリスク評価を適切に行うとともに、リスクコミュニケーション推進に引き続き努力してまいりたいと思います。

今後とも、岡本先生初めここに御列席の与野党の国会議員の先生方のお力添えをいただきながら、国民が安全な食生活を営めるよう、また国民から信頼していただけるよう、科学的な知見に基づく食品安全行政の確立に貢献していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

○岡本(充)委員 今話題になっております食品安全行政にかかわる課題というのは多岐にわたっておりますが、その中でも、きょうは鳥インフルエンザの問題とBSEの問題に少し焦点を絞ってお話をさせていただきたいと思います。

まず初めに、鳥インフルエンザ対策ですけれども、大臣所信でも松岡大臣はお述べになられておりますが、もう少し子細に鳥インフルエンザに対する大臣の認識というものをまずはお聞かせいただきたいと思うわけですけれども、よろしくお願いします。

○松岡国務大臣 この鳥のインフルエンザにつきましては、もう既に報道もされ、そしてまた、皆様 方のところにもいろいろと情報も伝わっておると思います。

まず、今回の発生ということよりも、鳥のインフルエンザに対する認識と先生の御指摘でございますので、先生はお医者さんでもありますから、多分そういった観点も含まれているのかなと受けとめるわけでありますが、まさにこれは鳥がインフルエンザにかかる、こういうことでございます。

そういたしますと、どうやってこの問題を解決していくか。今のところ、鳥のインフルエンザにつきましては、殺処分が一番直接的な、有効な手段だ、私どもはそう認識をいたしております。

今、食品安全委員会の見上委員長からもお話ございましたが、これはすぐれて科学的な問題で ございますので、私どもは科学的な根拠、判断に基づいてこれには対応してまいろう、こういうふう にまず思っております。

そういう中で、鳥のインフルエンザの蔓延をどう防ぐかということが一番大きな課題になるわけで ありますけれども、この蔓延を防ぐということに当たりましては、先ほど言いましたように、とにかく殺 処分をして、その発生した場所で封じ込めてしまう、これを徹底してやろうということでございます。 ワクチンはどうするかとよく言われるわけでありますけれども、これにつきましては、よほどの事態 にならない限り、ワクチンの使用というのは今は考えられない。これは科学的な判断が実はそう なっているというふうに承知をいたしております。

といいますのは、今、鳥のインフルエンザに使うというふうに言われておりますワクチンは、発症は防ぐけれども感染は防がない。したがいまして、ワクチンを打って、元気なまま、また感染が伝わっていく、こういうことでは、これを根絶するというわけにはいきませんので、私どもは、ワクチンはよほどの事態にならないと使わないということで、とにかく殺処分によってこれを根絶していく、蔓延を防止していく、こういう考え方でございます。

そして、それから先の話になりますと、これは私どもじゃなくて、鳥と人の関係ということになれば 厚生労働省の所管でございますので、きょうは政務官もお見えですから、多分、先生、そういうこと でそちらの方に御質問だと思うんですが、とにかく、私どもは今申し上げましたような認識を持って 対処してまいりたい、こう思っております。

〇岡本(充)委員 我が国の国内対策ももちろんなんですけれども、東南アジアにおける施策の必要性というのもあわせて私は指摘をさせていただきたいと思いますし、そもそも残念ながら殺処分をするほどの経済的余力のない国もあるのも事実であります。なかなか、根元的な問題として、世界各国どこでも発生し得るこのウイルス疾患を、日本一国でどうにかするということでもないのも事実でありますけれども、先ほどの捕鯨の問題とも同じですけれども、国同士の交渉、そして取り組み、協力、こういうのも必要だということだと私は考えておるわけです。

その一方で、きょうは菅原政務官にもお越しをいただいておりますが、これが人に感染をする新型インフルエンザになった場合の認識、その新型インフルエンザに対する認識という点では、政務官はどのようにお考えになられているでしょうか。

○菅原大臣政務官 毎年冬を中心として起こり得る通常期のインフルエンザ、この対応についてはこれまで積み重ねをしてきたところでございますが、新型のインフルエンザに関しましては、今お話のございましたように、科学的な知見に基づいて、もう一○○%安全という対応というものはまだまだできない状況にあろうかと思っております。

そうした中で、ワクチンの開発あるいは抗インフルエンザ薬の開発、備蓄等々、総合的に今厚生 労働省としても対応を図っているところでございます。 以上でございます。

〇岡本(充)委員 毎年冬に流行するインフルエンザの亜型というわけではないということをぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。これは医学的な話になるので厚生労働委員会でまた別途、きょうは同じ時間なものですからできませんでしたけれども、取り上げさせていただきたいと思いますが、通年起こり得る可能性を秘めているのは秘めていますし、また起こる病気も、ウイルス疾患、呼吸器疾患ではなくて、全身に起こる過剰な免疫反応による新しい症状、疾患概念というふうなことも指摘をされているわけであります。そういう意味では、これまでのインフルエンザ対策だけでは、つまり呼吸器感染症というイメージでおっていただくと、これは大変な事態になるということを改めて指摘をさせていただきたいと思います。

そんな中、国として、今、鳥インフルエンザに関するさまざまな広報、そして周知活動をしておられます。その中で私大変気になるのは、鶏肉や卵から人への感染がないということを、ある、いろいろな政府が関係する広報等で使われているやに聞くわけなんですけれども、もちろん括弧書きで加熱をする方がより安全だという言葉は書いてありますが、例えば生の食肉、特にレバーの刺身などを食べられる方も見えます。また、こういった生の肉から鳥インフルエンザに感染する可能性はゼロではないとは、鳥インフルエンザから人への感染がないわけではないと科学的に思うわけでありますけれども、この点についてはいかようにお考えになられ、今後、広報において、加熱

をするということをもう少し広く周知をしていただきたいという私のここでの意見提言については、どのようにお答えいただけますでしょうか。

○齊藤政府参考人 お答えいたします。

お尋ねのとおり、我が国におきましては、高病原性鳥インフルエンザの発生につきましては、家 禽や鶏卵の移動制限等の的確な防疫措置が講じられている、こういう状況にあるわけでございま す。

このような状況を踏まえまして、食品安全委員会としては、現在のところ、我が国においては、鶏肉、鶏卵は安全であるという形での見解を示させていただいておるわけでございます。その中で、御指摘のように、加熱の問題もあわせて示しておるところでございます。

いずれにしましても、鶏肉を未加熱または加熱不十分で食べるということについては食中毒の予防の観点からも推奨できない、このようには考えております。したがいまして、その私どもの出しておる見解の中でも、WHOの見解を引く形でそのことについても触れているところでございます。以上でございます。

○岡本(充)委員 今お話しになられたのは、食中毒の話も含めてということですけれども、ほかの対策と一緒にするべき話では私はないというふうに思っていまして、より深刻な事態が起こり得る、鳥肉によるサルモネラの食中毒、これももちろん恐ろしい話ではありますけれども、全くその疾患概念が違うんだということを冒頭にお話をさせていただいたのはまさにその点であります。

そういった中、感染が判明すれば出荷停止、焼却また埋却処分になるわけですが、残念ながら、その検査結果で陽性とわかるまでの肉が市場に出荷してしまう可能性は排除ができないと思っているんですね、肉や卵は。こういった肉や卵に対する対策というのはどのようにお考えなのか、また、最大限どのくらいの量が出荷してしまうことがケースとして想定をされるのか、お答えをいただければと思っています。

○町田政府参考人 申しわけありません。私どもの手違いかもしれませんが、私ども通告をいただいてないという認識であったもので、十分なお答えができないかと思うのでございますが、今、食品安全委員会の齊藤事務局長からお話をいただいたように、現在のところ、我が国においては、食肉、鶏卵については安全であるという御見解もいただいておりますので、今回の、あるいは三年前の発生当初を除きまして、そういった回収、そういった措置は講じていないところでございます。

○岡本(充)委員 月曜日にファクスで通告をさせていただいておる中に入っておりますので、御確認ください。

そういう中で、きょうはまた厚生労働省にもお越しをいただいています。新型インフルエンザ対策 として気になる点が幾つかあります。

皆様のお手元にお配りをしておりますインフルエンザウイルス薬の備蓄計画、これは厚生労働省からいただきました。ことしの年度末で政府備蓄分、一千五十万人分を補正予算を含めて確保するというお話は伺っています。都道府県分はいまだその備蓄が六割から七割にとどまるという話も聞いておるわけでありますけれども、これが二千五百万人分に達するのは一体いつになるのかという思いを私は持っております。

この二千五百万人分が確保できる時期、都道府県分はそれぞれ都道府県が取り組みでありますけれども、これはいつごろまでに備蓄が完了するんでしょうか。

○宮坂政府参考人 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄でございますが、国の備蓄分、一千五十万人分につきましては、御指摘のとおり、今回の補正予算で今年度内に、また、都道府県分につきましては、平成十九年度末までにはすべて備蓄を完了するという予定にいたしております。

〇岡本(充)委員 さて、この二千五百万人分が適切なのかどうかということも少し触れさせていただきたいと思います。

一枚おめくりください。これも厚生労働省からいただきました。それぞれの人口に占める抗インフルエンザ薬の備蓄の状況でありますが、パーセンテージは、ごらんのとおり日本が一番少なくなっております。米国が二八、カナダが五〇、英国が二四、フランスが二三、日本が二〇、各パーセントであります。

また、米国などにおいては、国土が広いこともあって、大都市では大変な流行を起こす可能性があるかもしれないけれども、地方の都市では起こらないかもしれない、そういうことも考えられます。

日本はその点、人口密度がどこでも極めて高いと言っても過言ではない状況の中で二千五百万人分、一説には、医療従事者を含む関係者だけでも一千万人の人口があると言われておりまして、その配偶者も含めて予防的に服用をしたい、パンデミックな流行が起こり予防的に服用したいという人たちが出てきたときに、一千万人の医療関係従事者を含むその配偶者を含めば、二千万人分そこで消費をされてしまう事態になりやしないかと危惧をするわけであります。

そういう意味で、この二千五百万人分、CDCモデルによる計算式によるんだという話ではありますけれども、果たしてこれで十分であるというふうに考え得るのか。それとも、もう一段の備蓄が必要であるというふうに考えてみえるのか、厚生労働省としての見解をお伺いしたいと思います。

○菅原大臣政務官 抗インフルエンザウイルス薬につきましては、一昨年の新型インフルエンザ対策行動計画におきまして、委員が御指摘のとおり、全人口の二五%が新型インフルエンザに罹患をした場合、医療機関を受診するその患者数は約二千五百万人というふうに推定をして、備蓄をしているところでございます。

そうした中で、今御質問にありましたように、医療従事者あるいは社会機能維持者といった方々にプレパンデミックワクチン、これを優先的に接種するということを考えておりまして、こうした中で、 患者用の抗インフルエンザウイルス薬を広く配布することは基本的に考えておりません。

こうした中で、現段階の推計で二千五百万人の抗インフルエンザウイルス薬を確保して、適正に管理をすることを考えておりまして、必要量の確保が図られるためにも、現在策定を進めております抗インフルエンザ薬に関するガイドライン、このガイドラインにおきまして、常備用及び流通用の抗インフルエンザウイルス薬を指定された医療機関へ集中させることによりまして、適正に管理策を講じてまいりたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 指定された医療機関に集中をさせるということは、指定されていない医療機関 の周辺にお住まいの方はもらえない可能性があるということを示唆しているわけでありますよね。そ このところをお答えいただけますか。

○菅原大臣政務官 基本的に、約一千万人いらっしゃる医療従事者並びに社会機能維持者、その中でも医療関係者の方々の今御指摘がございましたけれども、厚生労働省といたしまして、適正に管理をするという目的の中で、この医療機関、集約的にそこに適正配分をすることによって、この二千五百万人分を、万が一のときの患者により広く配布ができるような対策を行ってまいりたい、現在のところはそういう状況にございます。

〇岡本(充)委員 プレパンデミックワクチンの話もされました。きょうみえます委員の皆様にもぜひお知りをいただきたいわけですけれども、プレパンデミックワクチンを実際に接種できるまでには一カ月の時間がかかる。最初の新型インフルエンザが発生をしたことを私たちが認知をして、そして、そこから爆発的に感染がふえる中で、一カ月間、医療関係者は盾がない中、インフルエンザと闘え、こういう話になるわけですね。

このときに何が欲しいと思うかといえば、このタミフルが欲しいと思うに決まっているわけです。これを飲みたいと思うはずなんですね。そのときに、この二千万人分がなくなってしまうんじゃないで

すか、こういうふうに聞いているわけでありまして、これは皆さんもお考えいただいておわかりのとおりだと思います。

ぜひ、ここはひとつ改めて推計をし直し、必要量を厚生労働省としても検討していただきたい、このように思うわけであります。検討はまずはしていただけますでしょうか。

○菅原大臣政務官 ただいまの抗インフルエンザウイルス薬につきましては、新型インフルエンザ対策行動計画に基づきまして、先ほど申し上げましたように、二千五百万人分を目標として、国及び都道府県が備蓄を進めているところでございまして、さらに、追加する備蓄が必要である、このように判断されるような状況にありますれば、その時点で適切に対応していきたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 ときがたってから、インフルエンザが発生してから慌てて対処をしたいと思って も間に合わないということをここで改めて私は指摘をしておきたいと思います。

実際に、この抗インフルエンザ薬二千五百万人分を確保し、プレパンデミックワクチンも用意をし、 今の日本の対策、ほかにも東南アジアで新型インフルエンザの徴候をキャッチする、そういう取り 組みもしているようでありますけれども、こういう各種の取り組みを通じて、厚生労働省は日本のイ ンフルエンザの死者数をどれだけ減らすことができるというふうにお考えになられているのか。最 後に、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○菅原大臣政務官 この新型インフルエンザ対策につきまして、委員御指摘のとおり、大変重要な局面にあろうかと思っております。

例えば、一九五七年に起こりましたアジア風邪では、それから推定をいたしますと、日本の場合、入院患者数が最大で五十三万人、死亡者数は十七万人と推定されます。あるいは一九一八年のスペイン風邪、これは大変重度な風邪でありましたから、この状況、同じような程度のものが発生をすると、入院患者は約二百万人、死亡者数は六十四万人、こういう推計が出されているわけでございます。

こうして過去の発生したインフルエンザと新型のインフルエンザの状況、背景、あるいはウイルス等々、今科学的な知見に基づいて最大限の推測をし、そしてまた、それに対応する努力をしていかなければいけないということでございますが、今ここで、それでは何万人を抑制できるかという数字は、正直申しまして、持ち得ておりません。

〇岡本(充)委員 アジア風邪とスペイン風邪の話をされました。これは、どちらも弱毒株なんですよ。今回懸念されているH5N1というのは強毒株なんですよ。毒性が強いんですね。弱毒株でも六十四万人ですからね。ぜひ委員各位の皆さんにも危機感を持っていただいて、六十四万人が死ぬ、弱毒株でも。これはどういうことかということをぜひお考えいただきたい。皆様の御地元でもどういうことになるのか、どういうパニックが起こるのかということをお考えいただきたい。政府のやっている取り組みで、今の状況で本当にいいのか。これは、私、民主党だから言っているわけじゃない。自由民主党、公明党の委員の皆さん、また、社民党、国民新党、共産党の委員の皆さんを含めて、全政党を挙げて取り組まなければいけない課題だと私は思っているわけです。そういう意味で、きょうはあえて大臣政務官に来ていただいたという意義を御理解の上、省に戻って、ぜひ御検討いただきたいと思うわけです。

そこで、もう一つ関連する質問になるわけですけれども、そんな中、生活のインフラの問題です。 このインフラがきちっと維持されるのか、安定供給が保たれるのかということについて大変危惧をしています。人口の大体二〇%の人が罹患をする可能性がある。もっと言えば、もっと多くの人が罹患をするかもしれない。休業者が二割を超える。三割に迫るような休職者が出た場合、電気、ガス、水道はそれぞれ維持をするに足りる状況になっているんでしょうか。

私は、ある電力会社の従業員の方に聞いてみたら、例えば原発などは、十二時間交代の二交

代制で、五班ぐらい班をつくって回しているという話を聞いています。その中で、人が三割休んで 二班使えなくなったら、三班で十二時間交代の勤務を回さなければいけなくなる。これではトラブルの原因にもなりかねない。電気やガスや水道がなくなれば、我々はどうやって、正直なところ、鳥インフルエンザにかからなくても、新型インフルエンザにかからなくても、暮らしていくのかという心配を持つわけであります。

この点、シミュレーションをしたり、もしくは行政の方で対策を立てるように各事業者に指導をしているのか。電力、ガス、水道それぞれについてお答えをいただきたいと思います。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

電力、ガスを所管しております資源エネルギー庁でございます。

経済産業省としましては、厚生労働省によりまして、三月にも制定される予定のガイドライン、これを踏まえまして、電力やガス事業者における行動計画の策定、公表に向けて、事業者とともに現在検討しているところでございます。

具体的には、交代要員の確保ですとか、また電力の場合は各社による電力の融通等もやっておりますので、そういったことのシミュレーション等々につきまして検討してまいりたいと考えております。

○宮坂政府参考人 生活インフラのうち水道についてお答え申し上げます。

新型インフルエンザの流行時におきましても、生活インフラでございます水道水の円滑な供給の確保は極めて重要な課題と考えております。

このため、各水道事業者におきまして、特に浄水工程におきます施設の運転管理を中心に、業務に従事する職員の感染防止対策の徹底、それから緊急時に業務を代替し得る職員の訓練、さらには、退職者等緊急時に応援が可能な外部の人員の確保等々の多重的な要員の確保体制というのをあらかじめ準備しておくことが必要であると考えております。

そういったことから、厚労省におきましては、こうした水道事業者がとるべき対応を取りまとめたガイドラインの検討を進めているところでございまして、これを早急に取りまとめて、関係者に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○岡本(充)委員 三月と言っていますが、少しでも早く決めた方がいいと思いますよ。インフルエンザの流行は比較的寒い時期に多いというのも、これまた通年起こるとはいえ、事実でありますから、少しでも早く整備をされることを望むわけであります。

続いて、BSEの話に話を移させていただきたいと思います。

現在、国内における牛肉の全頭検査でございますが、今全国で継続中だと私は理解をしております。まず、この理解で正しいのかが一点。

そしてまた、この全頭検査は、たしか平成十七年の秋から国が一部費用を見て、今継続をしているわけでありますが、三年間の時限措置だったと理解をしております。二十年秋にはこの措置が終了するという算段になるのかと思いますが、夏の概算要求の段階に、そのときに聞くのが適切なのかもしれませんが、現時点で、二十年秋以降、全頭検査の継続を希望する自治体への支援をされていく予定なのかどうか、これをあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○宮坂政府参考人 お尋ねは二点ございました。

まず、BSE検査の現状でございますが、国内におきますBSE検査につきましては、平成十三年十月、これは国内で初めてBSEが発生したときでございます。このときに、牛の月齢が必ずしも明確でない、それから国内でBSE感染牛が初めて発見されて、国民の間に強い不安があるということで、全頭検査をその時点で開始したわけでございます。

その後、平成十六年九月に、食品安全委員会におきまして、科学的な評価が行われまして、BS

E対策に対します評価と検証が行われました。その結論を踏まえまして、厚生労働省と農林水産省が食品安全委員会に対しまして、屠畜場におけるBSE検査の対象月齢について諮問を行ったところであります。これに対する、平成十七年五月の食品安全委員会の答申を経まして、平成十七年八月にBSE検査の対象月齢を従来の全頭というものから二十一カ月齢以上とする見直しを行ったところでございます。このように、現在、制度といたしましては、全頭検査を義務づけているというものではございません。

ただ、議員御指摘のように、現在のところ、食用目的で屠畜をされます二十カ月齢以下の牛につきましては、すべての都道府県によりまして自主的にBSE検査が行われているところでございます。

二つ目の、今後どうするんだという点でございます。

この点につきましては、今議員も御指摘になりましたけれども、都道府県等によります自主的に 行われております二十カ月齢以下の牛のBSE検査に対します国庫補助につきましては、御指摘 のとおり、経過措置として最長三年間を当初から予定いたしまして、その旨を説明してきたところで ございます。

厚生労働省といたしましては、BSE検査の対象月齢を二十一カ月齢以上とした場合であっても リスクは変わらないという食品安全委員会の科学的知見に基づくリスク評価結果が国民に十分に 理解されますよう、リスクコミュニケーションに努めてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 リスクコミュニケーションに努めてまいりたいというふうに話をずらされてしまいましたけれども、この二十年秋以降をどうするかということについてはまだ検討中なんでしょうか。それとも、続けていく方針になりそうだということでいいのか、この点に特化して、再度お尋ねします。

○宮坂政府参考人 平成二十年の七月以降の件につきましては、リスク管理機関でございます厚生労働省といたしましては、リスク評価機関であります食品安全委員会の科学的知見によりますリスク評価結果を重く受けとめておりまして、国民に対して十分な理解をさらに得るため、今後とも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 要するに、リスク評価に関する情報提供を国民に進めて、二十年の秋以降というか、七月以降は、全頭検査にかかる自主的検査費用分を国が見ないということを言っているように私には聞こえるわけですね。国民の間での牛肉に対するさまざまな不信感、不安感というのは、まだ完全に払拭をされている状況に現時点ではないと私は思っています。

そういう中で、また、畜産関係の皆様方からしても、安心して食べていただけるのであれば、その検査をすることにやぶさかでないという方も多いやに私は見ているわけでありまして、そういう意味で、きょうは菅原政務官もお越しであります。これもまた、政治家の立場として、実際に有権者の皆様とコミュニケーションを交わしている立場だからこそわかる観点で、この皆さんの思いをしっかり反映していただきたいと思いますが、改めて決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○菅原大臣政務官 平成十三年の九月にBSE問題が我が国において起こって以来、食品安全委員会等といろいろな議論、あるいは国会でも、あるいは一般国民の中でも、関係団体、業者の方々といろいろと議論を重ねてまいりました。

こうした中で、最長三年間、経過措置として、今般自主的な全頭検査を行っているわけでございまして、この三年間のいわば経過措置が過ぎた後どうするかということについては、今審議官からも御説明申し上げましたように、やはり二十一カ月月齢以上の場合であったとしてもリスクは変わらないという食品安全委員会の科学的知見、今最も新しいリスク評価結果に基づいて、そうした状況を国民にしっかりコミュニケーションしながら議論を重ねてまいりたい、このように現在は考えております。

〇岡本(充)委員 きょうは食品安全委員会にもお越しをいただいています。今後、報道によると、 米国、カナダ以外の十三カ国の牛肉輸入先、それぞれの国のリスク評価をみずから調査として行 うやに聞いております。いつごろまでにどういった形でこの調査を行っていく予定であるのか。現 時点でわかっている範囲で結構です。お答えをいただけますか。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

米国、カナダ以外からの輸入牛肉等のBSEリスクにつきましては、昨年の六月、食品安全委員会におきましてみずから評価についての議論を行ったところでございまして、それを踏まえまして、プリオン専門調査会で、昨年の八月以降六回にわたりまして、各国の現状の議論、それから評価の考え方とか評価の進め方等につきまして、準備段階の議論を進めてきたところでございます。ことしになりまして、二月の十四日に開催されました私どものプリオン専門調査会で、我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価を実施することは妥当であるうというプリオン専門調査

入される牛肉等に係る食品健康影響評価を実施することは妥当であろうというプリオン専門調査 会としての一応の見解案が合意されたところでございまして、この内容につきまして食品安全委員 会の方に報告がされるという予定となっているというふうに承知しています。

いずれにいたしましても、食品安全委員会におきましては、プリオン専門調査会の報告を受けまして、これから先どのような形でこれを取り扱っていくか、さらに議論を進めていきたい、そのように考えておるところでございます。

〇岡本(充)委員 十三カ国と言わずに、米国、カナダについても改めてその評価をするに足りる そういった材料がそろいつつあるのではないかと思うわけなんですが、米国、カナダについて今最 新の評価だ、こういうふうに菅原政務官言われましたけれども、それもだんだん年がたつにつれて 最新と言えなくなってくる可能性もあるわけであります。そういった意味で、米国、カナダについて も検討の対象にするべきではないかと私などは考えるわけなんでありますけれども、委員長の見 解をいただきたい。

あともう一点、あわせて、何遍もお話をさせていただいていますが、平成十七年二月八日にまとめられました牛の月齢判別に関する検討会、この検討会が、A 40 の肉質判別についての統計学的な信頼性の確保のために、二十一カ月齢以上の牛由来の枝肉を排除するための基準としてのA 40 の有効性を確認するため、追加的検証または実施後のフォローアップが必要であると言われております。この点について、委員長としては今そのフォローアップがなされているというふうにお考えになられているんでしょうか。どうなんでしょうか。お答えいただけますか。委員長に聞いております。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

A 40 の月齢判別の関係につきましては、リスク管理機関の方で有効性を確認するための追加的検証、フォローアップが必要ということで、必要なデータの収集が現在行われているというふうに私どもとしても認識しております。その結果が取りまとめられた段階で、私どもとしてはその報告を受け、その内容については必要に応じて検討するということになろうかというふうに思っております。(岡本(充)委員「米国、カナダは。二カ国も入れて追加するべきじゃないか」と呼ぶ)みずから評価につきましては、米国、カナダにつきましては、既に、現時点と申しますか、その時点での評価を行ったところでございます。

その後の状況につきましては、委員お尋ねのとおり、A 40 その他につきまして、管理機関の側で検討されておるところにつきましては報告を受け、その内容につきましては検討するということでございますが、現時点で直ちに米国、カナダについての再評価という、そういう状況ではないというふうに私どもとしては認識しております。

○岡本(充)委員 では、管理機関の方としてA 40 の有効性を確認するための追加的検証実施

後のフォローアップは今どうなっているのか。例えば、この月齢判別に関する検討会というのはもうないわけでありますよね。そういう意味で、これはどういうふうに今まさにフォローアップをしているのか。米国に調べてくれと言っていますではだめですよ。今何頭ぐらいのデータがもう集まっている、今何頭ぐらいの情報が少なくとも来ているんだということについて、明確にお答えをいただけますか。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

A 40 の基準のフォローアップにつきましては、現在米国側で進められているというところでございます。米国側からは、昨年の一月の米国産牛肉の輸入手続の停止に伴いまして調査を一たん中断せざるを得なかったということですが、昨年七月に輸入手続を再開後、今必要なデータの収集を再開しているということで、データが調い次第、速やかに報告書の取りまとめを行うという説明を受けております。

私ども、昨年十二月に、アメリカに行きまして対日輸出認定施設の現地査察を実施したわけでございますが、その際にも、米国側に対し、早期に調査の結果を取りまとめるよう要請したところでございまして、今後、機会をとらえまして働きかけ、督促を行ってまいりたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 この牛の月齢判別に関する検討会というのはもう終わってしまったんですよね。 これは、どこでその評価をすることになるんですか。それを聞いています。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

この判別検討会は終わったということではございませんで、報告がありましたら、そこでまた私どもの報告をして検証していただくという手順を考えているところでございます。

○岡本(充)委員 具体的にそれをいつやるかということについても、まだ決まっていないわけですよね、結局のところ。

それで、一体いつになればアメリカからデータが来るのか。前回、輸入再開を求めるアメリカは大変迅速にそのデータを集めてきました。もう半年もたっている。しかし、そのデータが一向に集まらない。輸入再開がなされていない状況でありながら、米国はあれだけ迅速に前回は情報を持ってきた。しかし、今回は輸入再開されているからと勘ぐるのは私の勘ぐりだけかもしれませんけれども、いまだにその資料を持ってこない。こういう点について、私はやはり、リスク管理官庁、何をやっているんだという思いを持つわけですね。それをしっかり私はフォローアップをしていただきたいということをかねがねお話しさせていただいています。この点をさらに指摘して、この話は終わりにさせてもらいます。

もう一点、今回もう一つ指摘をしておきたいのは、二月五日にどうやら衛生証明書に記載されていない牛肉が二箱、四百七十三箱中二箱混入していたとプレスリリースをされておりますけれども、これも今全箱開梱しているからわかった部分もあるのではないか。もっとたくさんな、通関、荷物が出てきてサンプリング調査をした場合、四百七十三箱のうちの二箱に異常があってもすり抜けてしまうんじゃないかという危惧を私なんかは感じるわけでありますが、ぜひ全箱確認をしていくという取り組みも今後ともまた行っていただきたいと思いますし、引き続き、国民の食の安全についての各般の努力をお願いしたいと思うわけでありますが、大臣政務官にお答えをいただきたいと思います。

○宮坂政府参考人 御指摘のように、今回、米国農務省発行の衛生証明書に記載されていない 貨物につきまして発見されたわけでございますが、輸入業者による船舶確認においても報告をさ れているところでありまして、仮に倉庫業者による通報がなかったとしても発見することは可能であ るというふうに考えております。 ただ、いずれにしましても、今回の対日輸出条件の遵守というのは米国側が第一義的に責任を 負っているものでございまして、農林水産省と連携しながら、米国側に対し、今回の事案にかんが みて対日輸出条件の遵守を一層強めてまいるとともに、あわせて日本側としても、現地査察等を 通じてアメリカの遵守状況を検証してまいりたいと思います。

〇岡本(充)委員 私は、やはり政治家としての立場として、さっきの話じゃないですけれども、有権者の方と直接接してみえる政務官だからこそお答えいただける答弁だと思っていたわけですね。 大変に残念に思うわけであります。きょうはちょっと時間もありますので、農林水産委員会また厚生労働委員会で、この問題は引き続き聞いてまいります。皆様方におかれても、各般の行政推進にお力を尽くしていただきたいと思います。

さて、続いて、前国会で私は、農業委員へのさまざまな風評というか風説というか、いろいろな話が、歩いていると聞こえてくるという話をしました。この国会で、私は農業委員へのある意味での指導を徹底してほしいというお話をさせてもらったわけですけれども、この指導は全国大会で局長がみずから述べられたにとどまっている中で、最終的に市町村へは、私が見聞きするところによりますと、十分な指導が行われていなかったケースがあるやに私は見ておるわけでありますけれども、その後どのような指導が行われたか、確認はされているのか、お答えをいただきたいと思います。

○高橋(博)政府参考人 前国会におきまして御指摘のございました農業委員の職務遂行に関します金品授受の関係でございます。これにつきましては、農業委員会、特別職の地方公務員ということで、職務遂行に当たりまして金品授受すれば収賄罪の成立する場合もあるし、また該当しない場合であっても国民の誤解を招くということで御議論もございました。

この御議論を受けまして、私どもの方から、全国農業会議所を通じまして、全国の都道府県農業会議すべて、そして都道府県農業会議から各農業委員会に対しまして文書による指導を行ったところでございます。地域によりましては、このような文書指導とあわせまして、農業会議が発行しておりますミニレターなどによる周知徹底、あるいは研修会におけますこのような議論等々の紹介等ということで周知徹底を図っているところでございます。

私どもが承知している限りにおきましては、各農業委員会まですべてこのような形での指導が 行っているというふうに承知しているところでございます。

〇岡本(充)委員 実際に私が見聞きした話では、そうでないケースがあった。恐らくもうお耳に 入っていると思います。そういう事例を改めてなくすように、きちっとした指導をしていただきたいと 思うわけであります。時間の関係もありますので、この件については、また私も地元でどういうふう になったか、その後のフォローをさせていただいた上で、次回また取り上げさせていただきます。 続いて、私のお配りをした紙の最後の二枚でありますけれども、公共事業の話を少しさせていた だきたいと思います。

大臣、ごらんいただきますとおわかりのように、前段が国土交通省の工事の落札率の推移であります。ちょっと種類が違いまして恐縮です。最後の一ページが、平成十七年の農林水産省随意契約上位十件の事業における第一回目の落札を含む落札率の推移を並べさせていただきました。全く同じものでないからフェアではないことは重々承知の上で、この落札率の高さを私は大変危惧しているわけです。

随意契約のものについては、工事が終了していない、これからもまだ随意契約を結んでいかなければならない事業もあるやに聞いておるわけでありまして、さすがに九九・五を超えるような一回目の落札、また九九を超えるような落札、こういうものについては高過ぎるのではないかというふうな認識を私は持っております。

どういう方法がいいかは別として、一度、大臣、こういう高い過去の入札、しかももう終わったものではない、これからも随契を結んでいかなければならない事業も残っているわけでありまして、こういう事業については、少しその契約時点での詳細な状況、今から談合があったかなかったかを振

り返るというのは非常に厳しいんですが、たまたまこの数字になりましたという割には高過ぎるような 気がする。したがって、全く談合がなかったとも言い切れない部分もある。

当時の資料がどれだけ残っているかは難しいけれども、改めて何らか検討はできないものか、まず前段の検討だけでもしていただけないかというふうにお願いをしたいわけでありますが、いかがな御答弁をいただけますでしょうか。

○松岡国務大臣 先生のそういう御指摘の御懸念、気持ちとしては先生がおっしゃっていることについてわかるような気もいたしますが、しかし、具体的な問題というか、例えば、やはりおかしいんじゃないかという、そのような何か具体的な事実関係、こういったことがないものを、例えばどのような権限なり、そういったことに対して疑問を持って、どのような資格、権限で調査をするかということについて、ちょっとにわかに私もお答えをしかねます。先生の気持ちの部分はわかるような気もいたしますが、それを具体的に役所として実行するとなると、にわかにちょっとどのような答えが妥当なのかなと、そういう思いで、それ以上の答えはちょっとできかねるな、こんなような思いでございます。

○岡本(充)委員であるからこそ、私は、どういう方法があるかを含めてちょっとひとつお考えをいただくということを、何も今あると言っているわけでもないし、ないと言っているわけでもない。ただ、これが振り返れないものかということについて、少しお知恵を省内で絞っていただけませんか、こういうお願いであるわけであります。だから、私もにわかにこれをしてくださいと言って明確なものを出しているわけではないということを御理解いただいて、その点についてよろしくお願いします。

それで、もう一点、ちょっときょうは盛りだくさんなんですが、質問通告がちょっと遅くなってしまったので十分なお答えがいただけないかもしれませんけれども、特定野菜等供給産地育成価格差補給制度について、私、地元の農業者の方から御意見をいただいていたので、これを少しお伝えさせていただいて御検討をいただきたいというふうに思うわけであります。

指定野菜価格安定制度や野菜需給安定対策などと比べて出荷団体の負担が高い。特に、レンコンやミツバを含むこういう三十三品目については、出荷団体が三分の一の資金を支出しなければいけない、こういう状況になっています。指定野菜価格安定制度の方は出荷団体は二〇%の支出で済むということになっているわけでありまして、それぞれ国民の需給に大きくかかわる野菜である、もしくは必要性が高い野菜であるというような内々のお答えはいただいておりますけれども、この三十三品目も決して国民生活にとって何も縁遠い野菜ではありません。

こういった野菜、しかも、この補給金は、保証基準額の八〇%から最低基準額の五〇%の部分の八〇%を交付するという形になっているようでありまして、必ずしも全額補給でもありませんし、こういった野菜間でのいわゆる格差を少し是正していくという方向にはならないものかというふうに私も感じるところでございますが、その辺についての御検討は今後どのようにしていただけるのか、少しお答えいただけますでしょうか。

〇山田政府参考人 野菜の価格安定制度について御質問でございますが、委員が今御指摘されましたように、指定野菜で一定の規模のある産地でつくられているもの、それから指定野菜であってもそれだけの規模がないもの、また、お話がありました三十三の特定野菜についての制度、それぞれ違っておりますが、これは、まさに全国的に流通をする大きなものと、やはり特定の地域、地域特産的なものということが、性格が違うので、国の助成なり地元の負担なりが差が出てきているというのが現在の制度でございます。

これは、私どもは、それなりに理屈のある差であるというふうに考えておりますので、これをまた適切に運営しながら、それぞれの制度がその役割に従って働くようにしていきたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 品目の見直し等は今後行っていく、弾力的にそこは見直しもまた行っていくと

いう理解でよろしいのでしょうか。それとも、これはもう固定的なものだというふうに理解するのでしょうか。その点をお答えいただきたい。

○山田政府参考人 今申し上げましたように、指定野菜と特定野菜、それから産地の指定産地とそうでないもの、それが絡まった形で品目が構成されております。それぞれについて、いろいろな原則なりルールがございますので、もちろん、そのルールに適応した場合には入ったり入らなかったりということはございますけれども、今の枠組みでやっていくというのが基本的な考え方だというふうに考えております。

○岡本(充)委員 用意した質問はほかにもありましたけれども、きょうは時間が参りましたので、ここで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。